

新採用 おめでとうございます！

卒業から入学へと季節が進み、桜の木もその花を咲かせる準備をはじめ、少し心弾むような、そんな季節となりました。新規採用者の皆さん、おめでとうございます。

高教組がめざすもの

生徒たちのために … わかる授業、充実した学校生活

教職員のために … 安心して気持ちよく働ける職場

高教組の社会的役割

憲法の理念を教育、学校、そして地域で実現すること

フランシス・ベーコンは、「知は力なり」と言いました。

知識は、分かち合っても減るどころか、むしろ増えていくという人間にとってかけがえない財産です。私たち高教組は、青年部を中心に学習や交流の場を数多く用意しています。ぜひ高教組に加入して頂いて、自らの幸せ、そして子どもたちの幸せにとって、何が大切なのか、何が真実なのかをいっしょに考えていきましょう。

みなさんが高教組の一員となり教育活動、職場、そして地域で、ともに活躍していただけることを心より期待しています。



兵庫県高等学校教職員組合 中央執行委員長 小野 泰司

新採用者 権利一覧 知っておきたい 私たちの権利



賃金について

賃金の月額

賃金(給料)の額については、公務員と民間との比較を元にして、毎年組合と県教委とが交渉を持ちながら決定します。教育職で大学卒の22歳の方は給料表の2級17号給(201,900円)からスタートします。

給料 = 給料表月額 + 教職調整額(給料表月額 × 4%) + 給料の調整額(特別支援学校)

給料日

毎月16日(16日が土曜日か日曜日だった場合は15日または14日に繰り上げ)です。



手当について

毎月支給される手当

それぞれの勤務校や家族構成等、個々の事情によって、①扶養手当 ②地域手当 ③住居手当 ④通勤手当 ⑤定時制通信教育手当 ⑥産業教育手当 ⑦へき地手当 ⑧寒冷地手当 ⑨単身赴任手当 等が支給されます。

それ以外の手当

通常の業務とは別の勤務に対して支払われる手当です。特殊業務手当、宿日直手当等があります。

特殊業務手当 … ・修学旅行や対外運動競技等の生徒引率で泊を伴う業務 → 4250円

・部活動指導(4時間以上) → 3000円 等々

一時金(ボーナス)について

一時金(ボーナス)支給日 (「一時金」というのは「期末手当」+「勤勉手当」のことです。)

夏と冬の年2回

夏の一時金は6月30日、冬の一時金は12月10日に支給されます。

勤務時間について



一日の勤務時間

- ・7時間45分（1週間では×5日で38時間45分）
昼休み等の45分の休憩時間はこの中に含まれません。休憩時間は「労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間」であり、職場を離れるのも私用に使うのも自由です。
- ・始業、終業時間や休憩時間をどこに置くかは、組合と校長とが話し合い、各学校ごとに定めます。

超過勤務について

- ・超過勤務の縮減に向けて高教組は県教委と「勤務時間の割り振り変更制度」の合意を結んでいます。詳しくは各学校の組合役員に聞いてください。

困った時は？

セクハラ・パワハラ

高教組が行ったアンケートでは、まだ多くの職場で深刻な人権侵害が起きている実態が明らかになりました。ハラスメントは黙っていても絶対に解決しません。高教組はハラスメントの解決に向けた、県教委との直接の窓口を持っています。いつでもご相談ください。

はつらつと教員1年目を送るために ～ 初任研について ～

新採用の皆さんは、正規の教員として新たな気持ちで仕事にとりくもうと、胸をふくらませていることと思います。しかし全国的には、新採用者が多忙やパワハラで退職に追い込まれるということが起こっています。

高教組は、新採用の皆さんがはつらつと働くことができるよう、教育委員会や校長に対し、初任研の実施にあたっての申し入れをしています。

申し入れ事項

1. 初任者に対する「指導教員」については、「指導・被指導」の関係ではなく、あくまで相談役、助言者であり、教員として対等の関係であることを徹底すること。
2. 常時の授業見学や生徒の前での「指導」など、初任者の教育活動に支障となるようなことは行わないこと。
3. 学校行事や初任者の事情があつて、校外での研修を欠席せざるをえないやむを得ない事情がある場合には、出席を強要しないこと。
4. 初任者研修の内容については、職員会議等において、全教職員の共通理解を図ること。また、職員会議・学年会・部会・教科会などは重要な研修の場としてカウントし、本人の負担を増すような特別な研修は行わないこと。
5. 宿泊研修であっても、本人の事情により、それが困難な場合には、宿泊しない旨を研修所に連絡すること。
6. 宿泊を伴わない研修であっても、日帰りが難しい場合には宿泊費を支給すること。
7. 初任者であっても、特別休暇等、教員としての権利はすべて保障されていること、産休等長期の休暇を取っても原則として再度の初任者研修は行わないことを周知するとともに、権利の行使を妨害するような言動は行わないこと。
8. 「条件付き採用」期間であることを理由に、組合加入を妨害するような発言や、「本採用にならないかもしれない」などといった不当労働行為につながるような発言を行わないこと。

兵庫県高等学校教職員組合（兵庫高教組）

TEL:078-341-6745

FAX:078-351-3185

URL:<http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail:honbu@hyogo-kokyoso.com

